

## USPTO、21世紀戦略計画を暫定修正、併せて次期戦略計画策定作業に着手

2006年4月21日  
JETRO NY 澤井、中山

現在、USPTOは、来春の08年度大統領予算案に向けて、次期戦略計画(07-12年度)の策定作業に着手し、これに向けユーザーからの意見募集を行っているところ<sup>1</sup>。同次期戦略計画のベースとなる「21世紀戦略計画<sup>2</sup>」(03年2月最終策定)の一部が、本年2月に暫定的に修正されているので(Interim Adjustment<sup>3</sup>)、以下、これを概観する。なお、「21世紀戦略計画」は、滞貨処理の促進、品質の向上等、USPTOが今後5年間に取り組むべき課題を抽出し、具体的な実施計画、最終目標を設定したもの<sup>4</sup>。

今般、法令、国際協力、運用等の各観点から細部にわたる修正が施されているが、特に注目される変更点及び言及箇所として、以下が挙げられる。

### (1) 審査期間目標の変更

当初計画では、08年度末までに特許のファーストアクション(FA)期間を14.7ヶ月、平均要処理期間を27ヵ月までに短縮するとしていたが、今般、同期間をそれぞれ23.7ヶ月(FA)、33ヵ月と延長している。

かかる見直しの背景としてUSPTOの予算不足が挙げられている。USPTOの説明によれば、戦略計画の完全な実施のためにUSPTO歳出予算の拡充や先行技術調査のアウトソーシングを可能とする法改正<sup>5</sup>を予定していたものの、当初予定より大幅に改正が遅れたことにより<sup>6</sup>、完全実施のための資金調達ができなかったことを主たる理由としている。

### (2) 審査官採用削減計画の見直し

当初計画では、これに先立つ2003ビジネスプラン(03年以降各1000名採用案)に対し各年の審査官採用数を大幅に削減するとしていたが、これを大幅に

---

<sup>1</sup> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/comments2007.htm>

<sup>2</sup> 21世紀戦略計画は2002年6月に初めて公表されたが、議会、ステークホルダー、USPTO諮問委員会の意見を踏まえて2003年2月に修正された。原文は以下のURLを参照。

<21世紀戦略計画>[http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/stratplan\\_03feb2003.pdf](http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/stratplan_03feb2003.pdf)

<同Action Papers> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/strat21/action/actionpapers.htm>

<sup>3</sup> 暫定修正ペーパー <http://www.uspto.gov/web/offices/ac/comp/budg/iad-strat.pdf>

<sup>4</sup> 同計画ではAgility、Capability、Productivityの3つを戦略テーマとして掲げ、それぞれのテーマに対して具体的な実施計画を策定している。

<sup>5</sup> 2004年12月8日に施行されたUSPTOの手数料を改定する特許法・商標法の改正([PL.108-447](http://www.uspto.gov/patent/PL108-447) Sec.801-804)。

<sup>6</sup> 戦略計画では料金改定を2003年中期としていたが、2004年12月施行となり約1年半の遅れ。

見直し、当初の 2003 ビジネスプランに近い計画としている。

(3) 料金改定法案の恒久化

料金改定法案が施行されたものの、05-06 年度の 2 年限りの時限立法であるため、恒久法の制定に取り組むとしている。<sup>7</sup>

(4) 外部サーチ機関認定基準の厳格化

PCT 先行技術調査における外部サーチ機関(企業又は他国特許庁)の認定に際し、品質に関する要件を設け、併せて、厳格な利害関係条項を加える。併せて、審査の効率性は、外注機関の出来に依存することを認識。

こうした基準の厳格化は、民間企業へのサーチ外注は、利害関係の問題や信頼性の観点から問題であるとした、昨年 8 月の全米行政アカデミー(NAPA)の指摘に応えたものと考えられる<sup>8</sup>。

(5) ワークシェアリングの実施

三極ワークシェアリングの観点から、4 つの技術分野で三極審査官交換プログラム(examiner exchange program)を、06 年 4 月から開始することを合意。また、三極でサーチ結果の相互利用のプロジェクトを実施しており、次期戦略計画に盛り込む予定としている。PCT 国際調査、予備審査に関して豪州知的財産庁(IP Australia)とのパイロットプロジェクトを開始<sup>9</sup>、同様に韓国特許庁(KIPO)との所要の協定の締結にも言及。

(6) 付与後異議申立制度の PTO 案の提出

特許改革法案(HR2795)において、付与後異議申立制度の導入が議論される中、同制度について USPTO 案を 2006 年前半(in early 2006)にも提出するとしている。

(7) 新電子出願システムの導入

新電子出願システムの試行を昨年末以降行うとともに、3 月の本格稼働<sup>10</sup>に言及。

(了)

<sup>7</sup> 現在、USPTOの料金改定を恒久法として制定するための法案(HR2791)を議会で審議中。

<sup>8</sup> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/05-48.htm>

<sup>9</sup> <http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/05-51.htm>

<sup>10</sup> 2006 年 3 月 16 日付け知財ニュース「USPTOが新電子出願システムを稼働」を参照。

<http://www.uspto.gov/web/offices/com/speeches/06-19.htm>